

「改正後」

掛川市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、掛川市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（大規模、かつ、技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合において、当該建設工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事の指定)

第2条 掛川市建設工事等の指名競争入札者選定等委員会（以下「指名選定等委員会」という。）は、工事の規模、内容等を勘案して、共同企業体が発注する建設工事（以下「対象工事」という。）を指定する。

(構成員の数)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第4条 共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 掛川市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者の組合せであること。
- (2) 次条第6号又は第8条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の共同企業体の構成員になることはできない。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 掛川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第7条 共同企業体の構成員のうち、出資比率最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者の要件)

第8条 共同企業体の代表者は、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 構成員中、より大きな施工能力を有する者で、その出資比率が最大であること。

(2) 代表者の要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(指名選定等委員会への諮問)

第9条 第5条第6号又は前条第2号の要件を別途定める場合には、入札参加資格設定調書(様式第1号)を作成し、あらかじめ、指名選定等委員会に諮るものとする。

(資格の公告)

第10条 共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事の概要

(4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 共同企業体の構成員数、構成員の組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者の要件

(6) その他必要と認める事項

(資格申請)

第11条 資格審査の申請をしようとする共同企業体は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、第2号、第3号、第4号に掲げる書類は、第10

条により必要と認める場合に提出するものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第2号）
- (2) 同種工事の施工実績表（様式第3号）
- (3) 配置予定技術者等の資格・工程経歴表（様式第4号）
- (4) 許可等の状況（様式第5号）
- (5) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第6号）の写し
- (6) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (7) 競争入札参加資格の認定に必要とする資料
（資格認定）

第12条 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条の書類により作成する入札参加資格審査申請者一覧表（様式第7号）の審査の上決定し、入札参加資格審査結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。この場合において、あらかじめ、当該審査の内容を指名選定等委員会に諮るものとする。

（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）

第13条 共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の指定の期日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、文書により回答するものとする。

3 説明を求めた者の競争入札参加資格を認定しようとするときは、前条第1項の結果通知を取り消し、前項の回答とあわせて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。

（契約方法等）

第14条 第10条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 第12条及び前条第3項の規定により競争入札参加資格を認定された共同企業体の中から、競争に参加する者を指名し、指名競争に付すること。
- (2) 第12条及び前条第3項の規定により競争入札参加資格を認定された共同企業体を対象に、一般競争に付すること。

2 前項第1号の場合において、指名競争入札に付する共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第10条の手続きを経て、これを補充するものとする。

(存続期間)

第15条 共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として3月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第16条 契約を締結した共同企業体は、契約の日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表(様式第9号)を市長に提出するものとする。なお、当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

附 則

この要綱は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この改正は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は令和4年1月1日から施行する。

附 則

この改正は令和4年4月1日から施行する。